

人文学部成績優秀者奨学金規程

一部改正 令和8年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学業・人物ともに優秀な学生に修学を奨励するために、人文学部成績優秀者奨学金（以下「奨学金」という。）を人文学部奨学金奨学生（以下「奨学生」という。）に給付することを目的とし、奨学金に関する必要事項を次のとおり定める。

(対象)

第2条 この規程は、岐阜聖徳学園大学（以下「本学」という。）人文学部に在学中の学生を対象とする。

(奨学生の数)

第3条 奨学生の数は、原則として1学年20名以内とし、1年生は除くものとする。

(給付額及び給付の時期)

第4条 給付額は、次のとおりとする。

- (1) 成績順位 1位～10位 各学年10名（1年生は除く） 20万円
11位～20位 各学年10名（1年生は除く） 10万円

2 給付金は、2～4年次の5月末日に支給する。

(給付の期間)

第5条 給付は、奨学生として採用された当該年度とする。

(選考方法)

第6条 奨学生の選考は前年度の成績等を基に、総合的に行う。前年度の成績とは、「年度GPA」とする。

2 奨学生は学部学生委員会で推薦し、学部教授会で審議し、学長がこれを決定する。

3 奨学生を決定したときは、学生及び保護者にその旨を通知する。

(資格の喪失)

第7条 奨学生は次の各号に該当した場合、その資格を喪失する。

- (1) 学則第26条による退学
- (2) 学則第28条による休学
- (3) 学則第34条による除籍
- (4) 学則第42条に該当する行為があったとき

(給付金の返還)

第8条 奨学生は、前条第4号により資格を喪失した場合は、原則として給付金の全額を返還しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学部学生委員会の議を経て決定する。

(幹事)

第10条 奨学生に関する事務は、岐阜学生課が担当する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。